

平成26年第2回美祢市議会定例会会議録（その3）

平成26年6月13日（金曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 1名

15番	村上健二
-----	------

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局員	野尻登志枝	議係	

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	西田良平	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道事業局長	松野哲治	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	佐々木昭治
財政課長	志賀雅彦	総合政策部長	末永浩己
建設経済部長	繁田 誠	企画政策課長	綿谷敦朗
農林課長	永富康文	建設経済部農林課有害鳥獣対策室長	高橋睦夫
総合観光部長	三好輝廣	地籍調査室長	阿野一俊
観光総務課長	倉重郁二	総合観光部長	奥田源良
教育長		観光振興課長	
代表監査委員		病院事業者部長	
美東総合支所長		消防本部長	
		消防所	

会長局長委員長  
委員業務局  
事務局  
理事  
監事

山田悦子  
金子彰  
小田正幸

会長局長  
委員業務局  
事務局  
理事  
監事

末岡竜夫  
古屋壮之

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

5 秋枝秀稔

6 竹岡昌治

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）ん、何です。（「発言を求めます」と呼ぶ者あり）坪井議員。

○3番（坪井康男君） マイクがここにありませんので、こちらへちょっと。

お許しを得ましたんで、一言発言させていただきます。

皆さんごらんになったと思いますが、今朝の山口新聞です。秋山哲朗議長は、通告外の内容であり、議会は道義的なことを審議する場ではない、この理由をもって、私の計算ではまだ15分ほど一般質問の時間が残っておりました。それをカットされました。私は、適正な議会運営ではないとこのように思います。

そもそも、道義的な問題なんてありっこないんです。あくまでも私は、きのう申し上げたのは、犯罪被害者支援条例の制定についてという問題についての関連質問で申し上げようとしたら、あなたは、それを遮られました。私は、適正な議会運営をされることを今後期待します。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 今、坪井議員がそういうふうに申されましたけれども、私の考えは変わっておりません。あくまでも議会という場は道義的なことをやるべきでない、あくまでも法律、規則、これを審議する場であるということは、認識をしておられないあなたと意見に違いがあります。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。そこ置いちよつたらええわあね。

○3番（坪井康男君） 私は、このように思います。そもそも昨日、プライバシーに関する問題だと議長がおっしゃるなら、私は納得します。しかし、道義的な問題は審議しない、これまるでとんちんかんな議長の認識だと思います。

○議長（秋山哲朗君） それは、あなたの考え方。

○3番（坪井康男君） そんなことはありません。普通の社会通念上ですよ、道義的というのは物事を判断する前提の価値基準ですよ。そんな案件なんか、あるわけがないじゃないですか。あなたのそういう認識は、社会通念に反していると思います。以上です。

○議長（秋山哲朗君） いや、そこ置いちよったほうがええと思う。それはあなたの認識であって、我々はそう思っておりません。いいですか。（「はい、もう一遍言います」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○3番（坪井康男君） 認識の問題とおっしゃるけれど、あなたの認識が、根本が間違っています。

○議長（秋山哲朗君） これは野村先生も言い……。

○3番（坪井康男君） はい、だから間違っています。道義的な問題じゃないんです。プライバシーにかかわる問題ならば、それは審議すべきじゃないとおっしゃるなら、私は理解できます。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも、村田市長の息子さんの話であるから道義的と言いました。村田市長本人の話ならば別な話。

○3番（坪井康男君） プライバシーじゃないじゃないですか、もう公表されているんですから。

○議長（秋山哲朗君） これ以上、議論しません。座ってください。

幾ら言うてもですね、あなたには通用しないかもわかりません。いいですか、きのうもこの場で僕は言ったつもりであります。あの野村先生も言われました。市議会は地方自治法第96条に基づき、市の事務事業について議論する場であって、道義的問題を議論する場ではありません。以上。（「はい」と呼ぶ者あり）却下します。発言させません、これ以上のことは。

この際、三好代表監査委員より発言の申し出がありましたので発言を許可いたします。三好監査委員。

○代表監査委員（三好輝廣君） 議長のお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

私の発言は、去る6月10日の本会議におきまして、日程第7、報告第5号の美祢農林開発株式会社の事業報告についてのとき、坪井議員の質疑がありました。その際、代表監査委員である私、三好に対し質問があり答弁したところでありますが、

坪井議員は、結論として、監査委員は職務怠慢であり責任問題であると申されました。それは、私の説明不足の点もあったかと思われませんが、その時点で、私も反論すればよかったのですが、私としては根拠のない話で、坪井議員の独断と偏見で勝手に申されたことであり、私としては取るに足らないというふうに判断し、議事の進行もあるということで黙認した状況でその件は終わりました。しかしその後、有線テレビの議会中継を見た私の知人数人から、もちろん美祢市民でございますが、電話がありまして、おまえは職務怠慢であったのかと、お叱りを受けるような電話があったわけでございます。それで私は事情を説明し、納得をしていただいたところではありますが、このままでは美祢市民に誤解をされ、監査委員は私1人ではなく議会選出の監査委員もおられ、御迷惑をおかけするのでないかという思いに至り、私1人の問題ではなく、市民に誤解のないよう説明する責任を感じ、よって本日発言に至った次第であります。

申しわけありませんが、話が少し長くなるかと思いますので、まず結論を先に申し上げておきたいと思えます。監査委員が職務怠慢であった事実は全くございません。私ども監査委員は、地方自治法に定められた職務を怠ることなく、粛々と誠意を持って遂行いたしております。市民の誤解を招くような発言をされた坪井議員さんの発言に対し、弁明をいたすものでございます。

結論は、ただいま申し上げたとおりであります。これから、この結論に至りました具体的な事項についてお話をさせていただきます。

まず当日、坪井議員さんは、代表監査委員である三好監査委員に質問するという事で始まりましたが、代表監査委員は2名いる監査委員の代表というように誰もが思われがちと思えますが、これはちょっと違うわけでございます。と申しますのは、地方自治法第199条の3第1項に、監査委員が2人の場合は識見を有する者から選任された、すなわち私ですが、監査委員を代表監査委員としなければならないと規定されております。代表監査委員の役割といいますか職務については、同じく地方自治法の第199条の3第2項に、代表監査委員は監査委員の庶務及び職員との賠償請求訴訟に関する事務を処理する。また同条第3項に、代表監査委員は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表することとなりますと、こういう規定となっております。

いろいろ申し上げましたが、要は、代表監査委員は2人の監査委員の代表であるという意味ではございません。監査そのものの業務以外のことに対応するために定められた者が代表監査委員ということであります。直接の監査業務においては、2名の監査委員が対等の立場であります。

また、美祢観光開発株式会社、美祢農林開発株式会社につきましては、代表監査委員の三好が両会社とも会社の監査役を就任しておりますので、地方自治法第199条の2の規定により監査することはできないことが規定されているものであります。

次に、このたび問題となっております二つの会社の監査についてであります。地方自治法第199条第7項に、財政援助団体等すなわち市の金が支出、使われている会社、団体等の監査につきましては、監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長、すなわち市長からの要求があるときは監査をすることができる、することができる規定されています。ここが重要なところであります。監査をしなればではなく、監査をすることができることとなっているのであります。したがって、市の金が支出されている会社等は監査しなければならないではなく、監査委員の判断、裁量で、監査するかしないか決定をすればよいということであります。これは監査委員に与えられた権限でありまして、なぜ監査をしなかったかと言われる筋合いのものではないというふうに解釈しております。

もう一度言いますと、ただいま申しましたとおりでございます。旧美祢市時代から平成21年度までは、財政援助団体等の監査は全く実施されておりました。それも当時の監査委員さんの判断でそうだったものと思います。しかし、平成22年度から私どもは財政援助団体等の監査も必要であると判断いたしまして、これの監査にも取り組むことといたしております。

次に、なぜ会社の監査を実施しなかったのかというふうな御意見がありましたが、多額の補助金が出ているのにという御意見でありました。今まで長々と説明いたしましたが、監査委員に与えられた権限により判断したものでありますので御理解を願いたいと思います。

以上、長々と申しましたが、最初の結論で申し上げましたが、私ども監査委員は職務の怠慢があったとは全く考えておりません。よって、坪井議員の職務怠慢、責任問題であるとの発言は市民の誤解と不信を招くものであり、ここに弁明するもの

であります。

以上、いろいろと申し上げましたが、このたび発言の機会をいただきました議長に感謝し、なお、このように事後になっての弁明ということは極めて遺憾であったと、私、深く反省し、今後は気をつけていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（秋山哲朗君）（「はい」と呼ぶ者あり）ん、何の発言ですか。（「今の件です」と呼ぶ者あり）じゃ、坪井議員。こっち置いちよったらええわあね、もう。うん。

○3番（坪井康男君） 地方自治法の規定にはですね、代表監査委員さんは人格は高潔で、事業経営、運営のエキスパートである人を選任するとなっております。先ほど来、三好代表監査委員さんがおっしゃったことは、全部間違った法律解釈です。（笑声）

監査ができるというのはですよ、あなたがおっしゃったように、しようと思っただけでできるんであって、しようとも思わなきゃなくていいよと、これ完璧に間違った解釈ですよ。できるというのは、する権限があるよとっているんです。あなたの解釈は、法律解釈に全く間違っています。こんな法律解釈を代表監査委員さんの口から出ようとは、夢にも思いませんでした。

監査委員さんというのは何をやる仕事かといいますと、執行部の事務が適正か否か、それをきちんと精査して、適正でなければそれを是正する、それが役目のはずです。これが1点です。

それから、代表監査委員は庶務的なことをやるんであって監査する仕事じゃないという、これもこんな珍論を私、初めて聞きました。監査委員を代表しているんですよ。対外的に全部、代表監査委員さんが全てその所管の事務については代表されるというそういう意味であります。

あなたが美祢農林開発株式会社の監査役をしておられるから、自分はそれを監査する権限がないと、とんでもない大間違いです。こんな珍論、奇論がまかり通るのが、私は、美祢市である、美祢市議会であろうと思っています。

したがって、私が指摘したのはですよ、そういう権限がありながら、しかもあれだけの補助金を出しておりながら、あなたが就任された以後6年間にわたって1回

も監査していない。自分が美祢農林開発の監査役であるから監査できないとか、する必要がないとか、大間違いです。

これだけは市民の皆様に申し上げておきます。こんなばかげた暴論がまかり通るようでは、美祢市は、もう自治体じゃありません。しかも代表監査委員さんがこんな珍論、奇論をおっしゃるなんて許せません。あなたの今の発言、撤回してください。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員、いつもそうですけども、法的な解釈の違いはあろうかと思います。先ほどの道義的なことも地方自治法のこと、私は言いました。ただ、このたびのことはですね、これ報告第5号ですかね、これは平成25年度美祢農林開発株式会社の事業報告についてということですから、監査のことを議論する場ではありません。ムードを少し読んでください。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これ以上しません。（「またしても妨害ですか、これは」と呼ぶ者あり）いや、あなたはいつも持論で言っておられるけども、（「持論じゃありません」と呼ぶ者あり）全くきのうと同じ、（「じゃ、調べてください」と呼ぶ者あり）きのうと同じようになりますか。（「何が」と呼ぶ者あり）本会議場は議長が仕切ります。いいですか。（「発言を市民が聞いておられたらいいんです。はい、もう言いません」と呼ぶ者あり）

本当に（「ばかげた議論があるか」と呼ぶ者あり）あなたはね、人間味がないんですよ、（笑声）人間味が。前にも言ったことがあります。もっと血が通った人間になっていただきたい。（「あなたは、議員の代表じゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、そういう議長が嫌だったら罷免をしてください。結構です、いつでも受けて立ちます。

（「議長、発言してもよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）関連ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 議長のお許しを得ましたので、市長として一言述べさせていただきます。

坪井議員興奮されて、美祢市は市の体をなしていないかのごときことをおっしゃいましたけれども、これは市民を愚弄する言葉だろうと思います。この美祢市は2万8,000近い市民の方々が、本当に古来から営々と築いてこられて現在があるわけです。この美祢市が市の体をなしていないというのが坪井議員の市民の代表たる議



員の言葉であるとすれば、私は非常に悲しいというふうに感じました。一言だけ述べさせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、坪井康男議員、依黨議員を指名いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時21分休憩

.....

午前10時39分再開

○副議長（岡山 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、これより副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この際、三好代表監査委員より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。三好代表監査委員。

○代表監査委員（三好輝廣君） 議長より発言を許可いただきましたので、発言をさせていただきます。

先ほど、監査委員の批判に対する弁明をさせていただきましたが、前回と同じくまた否定されました。ここで再度弁明しておかないと、また市民の皆さんの誤解を招くということで同じこととなりますので、一言弁明させていただきます。

先ほど、私は、法律をもとにする説明しましたが、法律のそりゃ解釈が違うというお話で、坪井議員は、俺の言ってるのが正しいんで、それは、あんたたちの法律の解釈が違う、というお話でございました。

しかし、私どもは、一応、法律をそれなりに解釈し、判断し、話したことでございまして、その法律の解釈が違うというふうなことになるれば、専門家なり、そういった方の意見を聞かないとですね、双方がそれは違うあるいは本当と言っても結論は出ないと思うんです。

極端な話が、いろんな事件が起きたときには裁判というのがあります。その事件が起きたときには、どちらもが自分が正しい、自分の意見が本当だということで争うので、そこで第三者が入って仲裁するのが裁判だと思いますが、それと同じで、一方的に、どちらが正しい正しくないという議論をしても始まりません。

もし、どうしてもその辺ということになれば、私どもも、専門家の御意見を聞きながら、もう一度、その解釈の仕方がどうかということは確認したいと思いますが、一方的に、それはお前たちの解釈が違うという発言についてはですね、いかななものかと思imasるので、その発言は取り消していただきたい。私はこう思うがという発言ならばまだいいけれども、全く、お前たちのそれは解釈が違うというふうな発言のされ方はいかななものかと思imasるので、その辺確かめたいと思imasるので、よろしくお願ひします。

○副議長（岡山 隆君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 三好代表監査委員さん、さっきも私申し上げたように、代表監査委員さんは、地方自治法の規定で人格が高潔である方と、こうなっていますよ。先ほどあなたは、俺の言うことが正しいなんていう、そんなことは人格高潔なる方がおっしゃることでしょうか。

それから、議長にお願いいたします。この話は、専門家の意見を聞いてきちんとこの議会で——どなたが聞かれるのかわかりませんが、報告をしていただきたい。

それで、この問題は、一応、当面はしないということではいかがでしょうか。提案です。

○副議長（岡山 隆君） わかりました。非常にすばらしい提案であると思imasるので、そのように対処してまいりたいと思imasるので、よろしくお願ひいたします。

三好監査委員、ありますか。

○代表監査委員（三好輝廣君） 法律の解釈については、今坪井議員さんが申されたように、専門家の意見を聞き、そのあたりを再度報告したいと思imasですが、その中で、今ありました人格が高潔でというのに、人格が高潔でないというような表現に受け取りましたけれども、そのことについては撤回をお願いしたいと思imas。

○副議長（岡山 隆君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 全く撤回する意思はありません。人格高潔な方がですよ、私が言ったことを「俺が」と、そういう表現はないでしょうと申し上げているんであって、撤回いたしません。

○副議長（岡山 隆君） 三好監査委員、いいですか、それで。

○代表監査委員（三好輝廣君） 人格高潔な坪井議員さんのおっしゃることござい

ますので、一応、受けとめておきます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） いずれにしても、哲学者のニーチェが言っております。自分を中心に地球が回る、皆様も、このことはよく御存知であると思っております。いずれにしても、それぞれ自分が正しい、いろいろ行き違いがありますけれども、今後は法則に則って、法律の解釈が違う、それぞれ見方が違いますので、今後はしっかりと専門家に問うて、そして、皆様方に、はっきりと判断していくということを、きょうは申し上げたいと思っております。

それでは、日程第2、一般質問を行います。

既に送付しております一般質問順序表に従いまして、順次、質問を許可いたします。秋枝秀稔議員。

〔秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○2番（秋枝秀稔君） 改めまして、皆さん、おはようございます。私は、純政会の秋枝でございます。一般質問の順序表によりまして質問をいたします。一問一答により質問することで通告をしております。

一般質問の第2日目の第1番の質問になります。私は、このたび大きく3項目の質問をしています。市民福祉の向上、美祢市の振興につながることを願いを込めまして質問をいたします。答弁を吟味し、必要に応じて再質問をさせていただき、疑問点や不足事項につきましては、次の議会などにおいても取り組ませていただこうというふうに思っております。どうぞよろしく御回答のほどお願いいたします。

それでは、大きな第1問目の質問であります。地籍調査の推進についてであります。

私が見るところ、地籍調査が遅々として進んでおりません。合併美祢市におきましては、秋芳町がこのたびの合併前後に地籍調査を完了しておりますので、残るは旧美祢市と旧美東町の地域であります。実施率、完了率のことですが、現在は、およそ両方とも25%前後であろうというふうに思っております。新美祢市全体であれば秋芳町が終わっておりますので、およそ45%の数字になるかというふうに思います。

県下で見てもみますと、完了したところが、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町の8市町であります。それから、現在実施中は、

残りの11市ということで、完了率を見てみますと、山陽小野田市、萩市、岩国市が90%台の完了率となっております。防府市、下関市が70%台、長門市60%台、宇部市、山口市、周南市が20%台くらいの数字ではないかというふうに思います。

数字の上では、完了率が県下で下から4番目となっております。繰り返しますが、旧秋芳町が完了しておりますので、旧秋芳町を除いた数字でいきますと、美祢市、美東ともに、ほぼ実施率、完了率が25%前後ではないかというふうに思います。

ことしの実施面積がおよそ3平方キロということであります。これは300ヘクタール——の調査をする予算となっております。これから調査しなければならないという未実施面積は255平方キロメートル、ヘクタールに換算いたしますと2万5,500ヘクタールであります。

このまま、今年のように毎年300ヘクタールの調査面積でいきますと、単純計算では、これから85年間の調査期間がかかります。これを、毎年300ではなく500ヘクタールで事業実施した場合でも50年間という、気の遠くなるような調査期間があります。

特に、市街地は筆数も多く、ことしの調査レベルでは、恐らく、私の計算ですが、完了までに100年とか、150年というレベルになるのではないかというふうに思います。

私は、地籍調査を早急に実施すべき理由としまして、まず第1番目としましては、境界のわかる人が健在のうちに実施することで調査実施能率がよくなり、社会的コストが安くなります。

また、たとえ境界を知っている人がいなくても、同居していた後継者がいれば、話の端々からおよその境界が確認できると思いますが、他地域に居住していた場合は何もわからないということで、調査ができない場合があります。境界は未来永劫わからないと、本当にやぶの中ということになります。

地番はあるけれど、実際には山の現地がないと、土地がないという、ない物になぜ固定資産税課税をするのかという問題とか、境界紛争も起こり、山を利用するにも山には入れない、土地が利用できないという事態が起こるやもしれません。

これから、いろんな方面で新しい科学技術が開発されるでしょうが、どのように技術が進歩しても、土地の境界は人の記憶に頼るしかありませんから、地道に現状

を調査するしかありません。特に、山林の地籍調査の場合は時間の経過とともに境界に詳しい人が著しく減少いたします。

この人に頼る調査は、新しい技術や機械に置きかえることは決してできません。だから、一刻も早い調査完了が望まれます。地域の意向や準備の整った地域から大々的に実施すべきではないでしょうか。これが、第1番目の理由です。

2番目といたしましては、地籍調査データを行政の基本システムにすることにより、この土地は誰が住み、福祉の利用はこうなっているとか、いろんな情報が管理できます。これを、略称で言いますとGISと言いまして、コンピューター上に、地図情報やさまざまな付加情報を持たせて、行政の効率を上げようとするものです。これが2番目の理由です。

3番目といたしましては、近年、土木工事は設計から完了設計に至るまで紙を使わない電子データのやりとりがふえてまいりました。早晩、この方式になるのではないかというふうに予想しておりますが、地籍調査データで工事の現場管理ができますし、また、今は道路用地を買収しても測量登記に膨大な予算経費を必要といたしますが、地籍調査が終わってればほとんど経費がかかりません。

土地を持っていない人は余りメリットがないと考えるていただきたいと思います。最も大きな社会インフラであります。考え方によれば、行政の最も優先度の高い事業ではないかというふうに考えます。これが3番目の理由です。

以上、地籍調査を早期に実施すべき理由を述べてまいりましたが、いかが思われましたでしょうか。

そこで、質問に移りたいと思います。

最初の質問です。地籍調査の補助率は、国50%、県25%となっておりまして、残りを市が25%負担いたします。この市の負担の25%については、特別地方交付税で補填され、最終的には補助率が95%補助となり、市の負担は5%になるかと思えます。

調査面積拡大に、さほどの市の負担はないし、あとは職員配置の問題だけあります。ぜひとも拡大の御検討をお願いいたします。

最終5%の市の負担で間違いはないと思いますが、一応確認いたします。

現在の測量精度は非常に高く、地籍調査を落下傘的といいますか、能率よくできる箇所から実施し、最後に図面データをつなげればよいと思えます。実際、旧美東

町ではそのように実施しておりました。

例えば、地域の希望に伴う協力度合いの高いところから順次実施する、手挙げ希望方式での実施が最も進捗度合いを上げる方法かと思います。今の実施方法は、市が地域を決めて実施しておりますから、実施される地元は、市がしたいというから協力してあげるんだと、こういう意識になりがちです。逆に、地域の実施希望が強く、協力準備を整えて、調査を今か今かと待っている地域は、しっかり協力する準備ができていくということになります。実施能率が何倍も違うというふうに思います。

こういう調査箇所選定にさせていただきたいものだと思います。いかがでありましようか。手挙げ方式を基本に事業実施できるかどうか、お伺いいたします。

続きまして、3番目の質問ですが、今年度から、地籍調査の担当者が農林課となりました。私の知るところ、実担当職員が1名、兼任職員が4名から6名くらいでしょうか。ジオパークにおきましては、担当者が4名、兼任者が9名ではないかというふうに計算いたしました。

新美祢市合併前には、各市町の地籍調査を、旧美祢市は4名が総務担当でたしか行っておまして、旧美東町は3名で地籍調査室で実施しておりました。旧秋芳町は税務課でしたが、3名くらいで担当しておったと思います。およそ10名くらいではなかったかというふうに記憶しております。記憶です。

調査面積は、多い年で、年1,000ヘクタールくらいしていたのではないかというふうに記憶しております。

担当職員数に応じて事業実施できる面積が決まります。権利関係を扱う部署の仕事に1人の専任ではいかんともしがたいと思いますがいかがでしょうか。本当にする気があるのかとお聞きしたいというふうに思います。

担当人員を、せめて4名くらいにさせていただいたらというふうな思いをしております。所見をお伺いいたします。

財政状況も次第に厳しくなり、類似自治体並みの職員数にするという状況は理解できますが、今できる範囲で最大の事業実施をお願いしたいと思います。

以上、3点で、地籍調査の質問でございます。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 秋枝議員の今の地籍調査に関する御質問ですけれども、秋枝議員は旧美東町の職員でもありましたし、合併新市、美祢市の職員でも、2年ちょ

っと前まで職員でいらっしゃいましたんで、美東地域、美祢地域の進捗率がどうして低いのかということも十二分に御承知だろうし、そのことの理由も御承知であろうけれども、そのことを市民の方にわかっていただけるために質問していただいたと思っています。

事務の中身については、担当部署のほうで答えるということでもあります。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） それでは、地籍調査事業の早期完了についてということで答弁をさせていただきます。

秋枝議員の地籍調査の早期完了についての御質問からお答えいたします。

まず、地籍調査につきましても、土地の境界、面積、所有者を調査し、土地の戸籍を作成するために行う調査であり、先ほど議員も言われましたが、県内19市町のうち、2市6町が調査を完了しており、現在11市が調査を実施中という状況であります。

まず、地籍調査の意義についてであります。1点目として、土地を売買する場合に、境界などのさまざまなトラブルが発生する場合がありますが、地籍調査が行われますと、正確な土地の情報が登記簿に反映されますことから、安心して取引ができるようになり、円滑な土地取引が図れること。

2点目といたしまして、水害等の災害が発生して土地の状況が変わっても、もとの位置が容易に確認できるため、災害復旧を迅速に進めることができること。

3点目として、まちづくりのプラン等を立案する際の基礎データとしての利用ができるため、きめ細かな計画立案が可能になること。

さらに4点目といたしまして、地籍調査の実施によって、面積が正確に測量されるため、固定資産税算出の適正化に役立つこと。

以上4点、主な意義について申し上げましたが、地籍調査の実施は、土地の開発、保全、利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図ることを目的としており、大変意義深い事業であると考えております。

また、地籍調査事業に要する経費の負担割合についてですが、地籍調査事業のうちの補助対象経費につきましても、先ほども言われましたが、国が50%、県が25%を負担することとなっており、さらには市が負担する25%のうち、その80%が特別交付税の対称となることから、補助対象経費にかかる市の負担は5%

となります。

しかしながら、人件費など、補助対象とならない経費も多額であり、平成26年度予算で言えば、単独経費が約2,600万円程度要している状況にあります。

続きまして、現地調査面積の拡大はできないかとの御質問でございますが、秋芳地域におきましては、昭和57年度から調査を開始し、平成20年度の調査完了、美祢地域におきましては平成4年度から調査を開始、美東地域におきましては平成12年度から調査を開始して、市全体では、平成25年度末時点におきまして206.28平方キロメートルの調査が完了しており、進捗率は44.2%となっております。

全国的にも地籍調査が開始されてから50年以上経過しているにもかかわらず、平成24年度末時点での全国平均の進捗率が、全体総面積の50%程度にとどまっている状況であります。

本市の要調査面積は466.64平方キロメートルであり、今後、約260平方キロメートルの調査が必要となります。

合併後、毎年約4平方キロメートル——平米換算で申しますと400万平米ということになりますが——の調査を行っておりますが、このままでは、あと60年余りの調査期間が必要となります。

地籍調査の中でも重要な一筆地調査は、自分の土地の境界を隣接地の所有者の立会によって確認し、境界に目印等を埋設していただくこと、土地の境界に障害物がある場合には、作業の妨げにならないように除去していただくこと、市の職員の現地調査に隣接地の所有者とともに立ち会っていただくことなど、地元の皆様方の協力が不可欠な調査でございます。

今後も、地籍調査を着実に推進するため、地元の皆様の御協力をいただきながら、効率的な調査区の選定に努めてまいりたいと考えております。

また、国においては、平成22年度を初年度とする第6次国土調査事業十箇年計画を定め、測量の簡素化や山村部の立会の弾力化などを進め、緊急かつ計画的な実施を図ることとしております。

市といたしましても、山口県国土調査推進協議会を通じて、積極的に必要な予算の確保等の要望を行い、1年でも早く調査を終了することができますよう努力してまいりたいと考えております。



最後に、地籍調査担当職員数の増員ができるかとの御質問にお答えいたします。

本年4月の組織改編によりまして、地籍調査室を建設課から農林課へと移管しておりますが、これは、農林課の林務係職員が地籍業務を兼務することによる事務の効率化と併せ、美祢市全体の73%を占める森林の状況について熟知しておられるカルスト森林組合と連携することで、この地籍調査事業を円滑に行うことを目的として実施したものであります。

議員御承知のとおり、市では職員数を計画的に削減し、総人件費の抑制に務めるとともに、厳しい財政状況の中、サービスの向上と徹底して業務の効率化を図っているところであります。

地籍調査室の体制につきましては、これまで職員が遂行しておりました業務の一部をカルスト森林組合に委託することで、今後、よりよいサービスと効率化、迅速化が図れるものと期待しているところであり、これを推進することで対応したいと考えております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 秋枝議員。

○2番（秋枝秀稔君） 御回答ありがとうございました。着実に推進するという、今言葉を聞きまして安心いたしておりますが、政策は市長の決断にかかっているということで。

私は、地籍調査は非常に重要度の高い政策課題だというふうに思っております。今の調査の状態ですと、先ほど60年とか言われましたが、市街地を含めると60年では決してできないというふうに思っております、この状態ではですね。完了まで100年は優にかかるとはならないかというような推量をしております。ぜひとも、来年から、着実に面積拡大をお願いしたいと思っております。

それには、職員数の確保にかかっております。地籍調査は権利関係を扱う非常に複雑で体力の要る仕事です。土地の登記の権利関係の仕事で、職員のわずかな見落としが、済ませませんでしたで謝れるだけでは済まない事態になるというふうに思っております。担当の気苦労は相当のものであるということを申し上げたいというふうに思います。

なかなか、兼務でできる仕事であるかという——権利関係ですね——兼務できるか、これはちょっと考えていただきたいというふうに思います。

ちなみに、各市の、今実施中の市の担当人員を調べてまいりました。申し上げますと、一番多いところが、山口市が16名おられます。これは、実施面積は、私ちよっと聞いたところ、はっきりは答えていただけませんでした。美祢市の倍はないというふうに思っております。恐らく市街地が入っているんじゃないかというふうに思います。16名。それから、次に、下関と宇部が7名ずつ配置しておられます。ここも、進捗率、下関は70%、宇部市は約20%台ということです。防府市がほぼ終わりかかっておりますが、5名でやっておられます。そういうことで、その辺で置いておきます。

以上で、地籍の関係の質問を終わらせていただきまして、続きまして、野猿関係の質問に移らせていただきます。

猿の捕獲頭数が、私は、一昨年12月議会で野猿対策について質問をいたしました。また、その前後にも何名かの議員の方が一般質問をされました。それほど深刻だということで御理解いただきたいと思っております。

市では、有害鳥獣対策室を設置されまして、野猿の駆除数もふえております。駆除に対する予算も用意していただきました。深刻化している野生鳥獣対策に果敢に取り組まれております。感謝を申し上げる次第であります。

近年、有害鳥獣の生息数がふえております。昔は私は、生息しておったというふうに聞いておりますが、日本オオカミなどの生息環境を脅かす動物の絶滅、それから、有害鳥獣に強い捕獲圧力をかける狩猟者の激減、また、地球温暖化や、特に近年の高齢、過疎化の進展によって、生活環境の変化からでしょうか、猿や鹿が目に見える速度で増加、拡大しております。

私聞いた話ですけど、野生鳥獣が、生存を脅かす環境では野生生物は生殖能力を落とすというふうなことも聞いたことがございます。

私の住む美東町では、一昨年の質問時には、猿の群れが一、二群というふうに推測しておりました。現在、私が見るところですが、ふえて四、五群になったように感じております。生息数が2倍から3倍になったような感じがしております。過去にはいなかった地区にも生息し、定住しているのではないかというふうに思っております。人間のかわりに猿が定住しておるということです。

このままふえ続ければ、遠くない将来に人間と生活環境の重複も起こりまして、衝突が起こり得るものと思っております。現在でも、群れを見るとき、多くが子猿

をおんぶしたり抱っこしたりして歩いております。頭数拡大が推測されるところであります。

猿は、知恵がありまして、老人、子供や女性など、弱いと見た人間には悠然と構えてきまして、猿が家に来ますと家に隠れるというふうに関人かの高齡者から聞きました。

これまでの人と猿のすみ分け、言うなれば共存ということが崩れまして、住居侵入や人的被害の拡大も懸念されます。猿が出ると追い払い、駆除を猟友会に依頼するということにはなりますが、猿は猟友会員の車も識別するような話も聞きました。猟友会のオレンジチョッキを見ると一目散に逃げ出しまして、駆除効果がなかなか出ないというふうに関いております。ましてや、爆竹を鳴らしてもすぐなれてしまうという状況です。

猟友会の方も社会的使命の意識を持たれて出動されます。頭が下がる思いがしております。猿が出たと、猟友会員の方に連絡が入りますと、銃を持って家を出るまで30分ぐらいかかるというふうに関われました。

なぜか、銃のロッカーの鍵は3個ほどかけなければいけない。鍵をあけて、銃の部品を取り出しまして、これを組み立てて撃てる状態にして、銃を銃袋に入れます。分解してなおしておかなければならないという決まりがあります。

そして、組み立てて袋に入れましたら、今度は弾丸の入っているロッカーの鍵をあけて弾丸を取り出し、その後、オレンジ色の帽子をかぶって同じくチョッキを着て出て、ようやく家を出ることになります。仕事を切り上げて、30分ぐらいかけて家を出て、現場に着くと逃げたという実態があります。

その上、新たに銃による狩猟に入ろうとする人がいなくなりました。数十万円もする銃を購入して、この銃の管理について、さまざまな重い法規制や行政指導にさらされまして、その上、狩猟税を年1万6,500円支払う、減免もありますが納付しなければなりません。狩猟税があるというのは、いかにも趣味、遊びの世界に思われがちになりますけど、私はそうではない、地域のためにもということ支払っておられるというふうに関います。

ということで、いやが上にも銃による狩猟者が少なくなるのは必然であります。このため、銃猟をする猟友会員の高齡化が極めて早く進んでおります。狩猟者は激減しております。もう何年もしないうちに、数年と申してもいいかというふうに関

いますが、地区によっては銃猟をする人はいなくなるのではないかというふうに危惧しております。

隣の萩市では、昨年の野猿の捕獲頭数は180頭を超えるやに聞きました。美祢市の24年度は23頭の捕獲というふうにお聞きしましたが、昨年25年度はどういう状況でありましたでしょうか。これが第1番目の質問です。

次に、県では知事が隊長となる中山間応援隊を今年5月に発足させました。近隣の萩市では、職員有志による銃器の駆除隊を発足させました。勤務時間外も支払うというふうなことも聞きました。市の職員は、地域に貢献したいという気持ちをもとに市役所に奉職された方が大勢おられます。この職員の方々は何らかの形で地域貢献をしたいという思いがあると思います。

先ほどから申し上げておりますように、猟友会員の方が出動するまで30分、仕事中であればそれ以上の時間がかかります。猟友会員の方に駆除を依頼しようにも会員がおられなくなる時代がすぐそこに来ております。

市職員であれば即応体制もつくれるんじゃないかというふうに思います。数十万円もする銃器を貸与できます。職員有志による駆除隊編成につきまして方針をお伺いしたく質問をいたします。これが2番目の質問です。

次に、昨年、議会の視察で佐賀県武雄市に行政視察にいきました。武雄市はレンタル大手のTSUTAYAを指定管理とした図書館をつくって、この図書館の利用者は急増しておるということで、全国的に注目されているところですが、一方、いのしし課というのをつくりまして、イノシシ対策をする課ですが、被害対策に当たるとともに、株式会社武雄地域鳥獣加工処理センターを設置して、厄介者であるイノシシ肉を加工し、特産化に取り組んでいます。肉の販売だけでなく、ウインナーなどの加工品も販売しております。

美祢市はイノシシだけではなくありません。鹿もあります。ヨーロッパでは高級食材の一つとされる鹿肉があります。

昨年、下関は同様の処理場をつくられまして、美祢市からも搬入ができるかと思っておりましたができません。新鮮な個体を搬入して早急な処理をしなければならないという距離的な問題が大きいと思います。捕獲から1時間以内の搬入など、ここへの搬入は将来に向かって困難ではないかと思っております。美祢市独自で取り組むしかないように思います。

重厚な施設ではなく衛生に配慮した簡易な施設を、距離に配慮して市内数カ所にできたら一番いいのではないかというふうに思っております。

そこで質問です。大がかりな施設でなく簡便な処理場です。お金をかけると赤字化の恐れもあります。鹿など大きな個体は処分が大変ですし、イノシシなども夕方とれることも多く、処理も暗いところするなど大変なことを聞いております。この処理場の御検討をぜひともお願いしたく、質問させていただきます。

マイナスをプラスにする発想の転換、生き物をただ駆除するのではなく、自然の恵み、せっかくの命を大切に扱おうという発想で、野生生物の肉を使ったジビエ料理など考案し地域起こしにつながればと思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 3点の御質問につきましてお答えをいたします。

まず、1点目の野猿の捕獲状況についてお答えいたします。

まず、美祿市内の猿による被害状況及び捕獲状況について申しますと、平成23年度は秋芳町で梨の被害が多数発生したため、761万円と多額の被害となりましたが、24年度は231万円、25年度は221万円という状況であります。

また、捕獲頭数の推移を見てみますと、平成23年度が4頭、24年度が23頭、25年度が7頭となっておりますように、平成23年度の梨の集中被害を受けて猟友会の皆様に並々ならぬ御協力をいただいた結果、平成24年度以降の被害額は3分の1以下に減少をさせることができました。

しかしながら、猿の生息実態ということ言えば、果樹、野菜、水稻、大豆、芋類が作付してある田畑に集団で入り込んでいる目撃情報は、年々増加傾向にあることから、生息数も増加していると考えております。

市といたしましては、こうした猿被害を少しでも減少させるため、市民の皆様からの目撃情報、被害情報が入ると有害鳥獣対策室職員と猟友会とが連携して捕獲に取り組んでおりますが、捕獲に至ることがまれであるというのが現状であります。

このように、銃器による捕獲が非常に難しいという状況であることから、自主的な防御策として、集落による花火、爆竹による追い払いや防護柵の設置による侵入防止等の対策を総合的に講じていくことが重要であると考えております。

2点目の市職員による駆除隊の編成についてお答えいたします。

まず、山口県が5月26日に結成されました県庁中山間応援隊についてであります。これは、県内の過疎化や高齢化などにより集落の維持、活性化が大変厳しい状況にある中山間地域において、地域課題の解決に向けた実践活動に取り組む地域を応援するため、県職員が現地に赴いて活動することを目的に結成されたものであります。

具体的には、隊員が地域に赴いて地域資源の発掘・再生や地域の特産品等の開発支援、都市住民との交流イベントの企画・運営支援、竹の伐採や草刈り等の里山再生活動など、地域住民が主体となって取り組む地域活動を支援するものであります。

次に、市職員による駆除隊の編成についてであります。この4月4日、萩市におきまして、猿被害に対する初動体制の確立を図るため、市職員による猿捕獲隊を結成したとの報道がありました。これは、市職員が銃猟免許を取得、市が銃器を購入し、市民からの出没情報が入った際、猟友会会員が現場に到着するまでの間、威嚇及び捕獲作業を行うものであります。

このことにより対応時間の短縮が図れ、猿の捕獲及び猿被害の軽減を図るものと考えますが、市職員による捕獲の効果がどの程度あるのかは現在未知数でありますので、萩市の実績等を注視し、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、野生鳥獣処理場の設置についてお答えをいたします。

この御質問につきましては、平成23年12月議会及び平成24年3月議会で竹岡議員からの一般質問、さらに、さきの3月議会におきましては萬代議員からの一般質問でお答えをしているところでございます。

美祢市では、年間2,000頭前後のイノシシ、鹿が捕獲されており、捕獲された野生鳥獣の処理につきましては、狩猟者において大半が自家消費されるか、埋却処理されているのが現状であり、食肉として一般市場への流通は確認しておりません。

しかしながら、この鳥獣肉を加工処理し、ジビエ料理として活用できれば、美祢市の特産品になり得る可能性は十分に考えられるとともに、有害鳥獣の捕獲者にとっても捕獲の対価を得られるため、捕獲意欲の増加につながり、鳥獣被害の低減が図れることや地域住民の獣害への関心を持たせることなど、多くの利点が上げられ

ます。

さて、議員の御提案の食肉加工処理施設であります。現在、山口県内には2カ所あり、1カ所は萩市むつみのうり坊の郷、そしてもう1カ所は、下関市豊田町にオープンいたしました、みのりの丘ジビエセンターであります。

このみのりの丘ジビエセンターでは、他市からの受け入れについては、平成26年度は難しいとの回答を、下関市よりいただいております。現時点では、美祢市で捕獲された野生鳥獣の食肉への利用はかなっておりません。

先ほど、食肉加工処理施設を設置した場合の利点について申し上げましたが、ここで課題について考えてみたいと思います。

1点目は、食肉加工処理施設を継続的かつ安定的に運営できるかということです。まず、食肉の材料となる野生鳥獣が年間を通して安定的に搬入できるかということです。イノシシであれば、11月から3月末までの狩猟期に集中し、また曜日で言えば、土曜日、日曜日に搬入が集中することが考えられます。1日の処理能力が決まっていれば、処理しきれない場合の対策も必要になります。

また、食肉解体処理を行うには、食品衛生法の規制対象となります。基準に適合した施設をつくることはもちろんのことですが、処理加工を行うために必要な営業許可を受けることが必要となります。処理を行う人間が施設に常駐することであれば、搬入される野生鳥獣の平準化を図ることが必要だと考えます。

2点目は、食肉の安全性が確保できるかということです。野生鳥獣には病原体や寄生虫が存在している可能性があり、肉の生食が原因と考えられるE型肝炎や腸管出血大腸菌感染などの食中毒のリスクがあります。このことは、食肉に十分火が通るように加熱処理を行えば防げるため、消費者に対し正しい知識を持っていただくことの周知徹底が重要になります。

3点目は、食肉加工をした肉の販売網が確保できるかという点であります。他県の例を見てみますと、食肉加工処理した食肉は、近くの道の駅やインターネットでの販売が中心であり、需要の伸び悩みがあるとの情報もあります。

安定的に食肉を販売するには、販売網の確保が重要であり、市の特産品として、レストラン等での加工販売、スーパーや食肉販売店への出荷、あるいは旅行会社と連携したジビエ料理ツアーの企画開発など、野生鳥獣肉の普及啓発を図っていくことが重要になります。

以上のように、課題が幾つかありますので、まずはここから検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 秋枝議員。

○2番（秋枝秀稔君） 御丁寧な回答ありがとうございました。聞きまして、本当、いろいろ苦労されているのがよくわかります。

しかしながら、猿の捕獲頭数は、いかにも近隣市に比べて少ないように思います。この辺が、どうしても、やはり被害防止は、柵をしても、そこに食べ物があれば絶対諦めませんから、どうにかして入ろうとしますんで、ここは、やはり絶対数を落とすしか手がないというふうに思っております。

猟友会員の方の減少など目を覆うものが今回あります。職員駆除隊また食肉加工場も、非常に前向きな御答弁をいただき大変うれしく思っております。今後の美祿市にどうしても避けて通れない問題と思っております。私は、この御回答を前向きに理解させていただきまして、工夫するかどうかにかかっているのではないかと思っております。

どうぞ、実行に移される日を期待いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、第3番目の大きな質問ですが、病院のことです。この質問は、地域医療をどうしても確保しなければならない、どうしたら確保できるかという観点からの質問であります。

公立病院は、地域の医療において極めて重要な役割を果たしておりますが、経営状況の悪化や医師不足など、極めて厳しい状況に直面していることは、美祿市だけでなく全国の公立病院に共通の課題だというふうに思っております。

今後とも、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に確保・提供していくためには、地域医療を負って立つ病院としても使命を常に見つめ直し、地域住民の期待に応え、必要とされる地域医療を確保するためにも、経営の健全化を図ることが最も重要なことだと思っております。常に改革や改善に努める強い意志を持って経営することが必要だというふうに思っております。

一般会計からの補填も限りがあります。経営規模も大きくて、市財政に与える影響も極めて大きいことから、いつの時点にか、市本体の財政を大きく揺るがして地



域医療どころではなくなるというような事態にならないようにするために、また、地域のよりどころとなる信頼される病院になるという、この視点から質問をいたします。

地域の総合病院たる美祢市立の美祢、美東の二つの病院は、必ずや存続させて地域医療の確保をしなければなりません。

私は、病院の患者数が少なくなっているというふうなことを、最近ちよくちよく耳にいたしまして、駐車場の車も少なくなったということがいろいろ耳に入っています。

そこで、市立病院の状況を決算書などから調べてみました。外来患者数などが落ちております。平成20年の美祢市合併時を100として見た場合、平成25年4月の美祢市人口が2万7,440人で、合併時から98%弱の人口となっておりますが、両病院の外来患者数は78%となっております。

美祢市は人口減が続いておりますが、高齢者人口は横ばいか、増加している状況ではないかと思えます。そうすると、医療需要は増加しなければならない状況かと思えますが、外来患者数はなぜか少なくなっております。病院関係者の懸命な努力にもかかわらずであります。

そこでお尋ねいたします。毎年、一般会計から病院会計に繰り出される金額と決算状況はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。累積赤字も併せてお示しいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○副議長（岡山 隆君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 秋枝議員の年度ごとの一般会計からの繰入状況とこれからの経営見通しについての御質問にお答えいたします。

新市が発足して以降、美祢市立病院及び美祢市立美東病院への一般会計からの繰入金状況を申し上げますと、平成20年度では5億707万円、平成21年度では7億6,357万円、平成22年度では6億8,431万円、平成23年度では7億2,776万円、平成24年度では7億2,168万円、平成25年度は7億584万円となっており、それぞれの年度における情勢等の変化に伴う増減は少しありますけれども、おおむね7億円前後で推移している状況にあります。

なお、この一般会計繰入金を構成する主なものとしたしましては、病院の施設、設備等の建設改良費及び企業債元利償還金に要するものが繰入金のおよそ30%、

また、本市のように中山間地域に位置し、過疎化の進む不採算地区における病院の運営に要する経費に相当するものがおよそ20%となっており、各年度における一般会計からの繰入金のおおむね50%をこれらが占めている状況でございます。

全国的にも、人口減少社会に突入し、本市におきましても人口は減少傾向にある中、入院、外来患者数につきましても一部の診療科を除きまして減少傾向にあることは、私の認識しているところでございます。さらに、常勤医師数の減少といった医療スタッフの確保の問題など山積する中、今後における経営の見通しは依然厳しいものがあると考えております。

平成21年3月に策定いたしました、美祢市病院事業経営改革プランに盛り込まれました、地域における医療連携等による経営の効率化、また、医療スタッフの確保等による経営基盤の強化にこれまで以上に取り組んでいくことにより、持続可能な病院経営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（岡山 隆君） 金子病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（金子 彰君） 決算状況と累積欠損金の件につきましては、私のほうからお答えをさせていただければと思います。

市立病院と美東病院の合計ということでお答えをしたいと思います。平成24年度——まだ25年度につきましては決算出ておりませんので、24年度の損益につきましてはマイナス約400万円、23年度につきましてはプラス5,200万円、平成22年度につきましてはマイナス580万円、平成21年度につきましてはマイナス2,800万円の、毎年のが決算状況でございます。

それと、累積につきましては、平成24年度決算におきまして約12億円、これは病院二つとグリーンヒル並びに訪問看護、全て含んだものでございます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 秋枝議員。

○2番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。美祢市の固定資産税を調べてみましたら、年間約17億円前後で推移しております。今言われました累積赤字が12億円ということで、まだまだ私は大丈夫かと思いますが、年間5億から7億の一般会計の繰り入れということで、これはもう民間病院では考えられぬ数字ではないかというふうに思います。

この状況が続いた場合、市民の方の貴重な税金から補填を続けることとなりますが、この状況がいつまで続けられるかということでもあります。非常に危惧しております。合併特例による交付金も近々になくなるということを聞いておりますし、仮定の話なんですけど、病院事業の赤字がこのまま続いて補填ができなくなった場合、極端な言い方ですけど、財政破綻となった場合は、病院事業そのものの維持ができなくなるというふうな思いをしております。地域医療の危機を迎えることとなります。

ここで、財政破綻にならないまでも、毎年毎年補填ばかりで、地域住民の方の医療需要とミスマッチを起こして、患者はほかの病院にも行かれるという事態、果たして病院が必要かという議論にもなりかねません。

先ほども申しましたが、議会で佐賀県武雄市に行政視察に行っていました。図書館の中に大きなスターバックスのコーヒーショップができておまして、こねえなことが今ごろあるんだというふうに思ったんですけど、もう一つ驚くことがありましてですね、ここにも武雄市立病院を維持していたわけですけど、御多分に漏れず赤字経営が続いて累積赤字がふえて大きな問題となりまして、将来の財政破綻が懸念されたようであります。そこで、平成20年に民間移譲を決定し、現在は、民間医療法人が病院を運営し、地域医療の核として順調に運営、発展しておられるようです。

山口県内では、下関市豊浦町にある病院が、下関市立済生会豊浦病院として2006年から指定管理で運営をされておられます。公だから大丈夫、安心できるという状況は、今からはなかなか期待できないというふうに考えております。

極端な言い方ですけど、民間医療法人でも、現に地域医療の核となって安定した医療サービスを提供しているところもあります。そこには、地域医療を確保するという強い行政の意思、決意を必要といたしまして、そこには、また地域医療確保に伴う不採算部門に対する適切な公の負担が必要になってくるというふうに思っております。

私は、公務員制度からくる安定した組織はいい面もありますが、民間と同じような事業内容の経営の場合はどうしても太刀打ちできないというふうに思っております。

なぜか。そこには赤字になれば補填があるという意識が底にあるように思います。

それから、あすは自分の仕事がなくなるかもしれないという緊張感がどうしても希薄になりがちということから、健全経営にするという組織全体の大きな共通意思、方向性ができてないからだというふうな思いがしております。これは、病院だけでなく、いろんな企業に共通する課題だというふうに思っております。

最後の質問です。地域医療をよりよい方向で確保するためにはどうすればいいかということ考えたとき、今の直営の経営を続けることがいかなものかというような意見もあります。将来的に民間が経営する事業を、あえて公的病院として経営する理由があるのかという疑問も言われました。

採算面から成り立たず、公的な支援が必要な部分、例えば救急等の不採算部門などいろいろあると思います——に財政資金を補填することが本来の経営の姿かなという素人の考えです。済みません、市長、そういうことです。

平成19年12月に、公立病院改革ガイドラインが総務省自治財政局長通知で示されました。先ほども言われましたとおり、プランを立てられたと聞きました。地方公共団体が経営する病院事業の改革プランを策定し、経営改革に取り組むよう要請されたところですが、その中には、病院の独立法人化や指定管理者による経営、あるいは民間譲渡などの経営形態の見直しが示され、それに伴う地方財政措置もうたわれておりました。

将来に向かって地域に必要とされる医療の確保とそれを支える健全な経営を図るために、指定管理者制度等の導入など抜本的な見直しを今から検討しても決して早くはないというふうに思います。その辺のお考えをお伺いしたく、お願いいたします。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 秋枝議員、今素人が市長要らんことを言って済みませんと、途中おっしゃったけど、私はね、秋枝議員、先ほど申し上げたように、市の職員をちょっと前までしておられたじゃないですか。ですから、病院事業のことについてもよく御承知だろうと思いますよ。一般会計から税金が垂れ流しになっとならんで、これはいかなものかというふうな言い方をされたけど、今美祢市は3万を切っております、2万8,000を切っています。合併時でも3万弱だったんです。

そのときに議論されたのが、通常、公立病院を維持できるというのは、とても3万の市では、一つでも難しい状況だと、それを、今、美祢市立病院と美祢市立美

東病院を維持しとるでしょう、これはある意味で奇跡だと言われてるんです。

よく、県内他市の市長とも話をしますけれども、よく村田市長、この二つの病院を維持しとってな、我々ではできないというふうに言われてます。

それは、市民の方々の御理解を得て、いいですか、この大きな面積をもって過疎地に点在をしておる家、そして高齢化が進んでおる市民の方々、どうしても美祢市立病院だけに集約することができないということの美東、秋芳の強い思いがあったから、一生懸命維持をしとるわけですよ。

そのためには、単独で、この人口規模で、この二つの病院は、普通考えたら維持できません。ですから、市民の方々の御理解を得て、一般会計を繰り出すという形で、一生懸命、血の汗をかいて努力をしながら、この二つの病院を維持しとるんです。

今簡単に、民間に譲渡したらいいんじゃないかとおっしゃったけど、いいですか、（発言する者あり）ちょっと待って、今答えとる。民間に譲渡という言葉をおっしゃったけれども、一番最初に、我々がこの合併をして、この二つの市立病院をどういうふうにしていくかということで随分悩みました。

美祢市の病院あり方検討委員会というのを合併後直ちに立ち上げて、一部適用だった、地方公営企業法が一部適用なんです、法的には、公立病院というのは。それを全部適用させて、完全な地方公営企業体にするのがいいのか、もしくは地方独立行政法人にしていくのがいいのか、もしくは民間譲渡するのがいいのか、それから指定管理者制度にするのがいいのか、この四つは、もう既に十二分に検討した上で、この指定管理も、そして民間譲渡も、そして独立地方行政法人も、のけていって残ったのが地方公営企業法の全部適用という方法だったんです。

というのが、民間に譲渡した場合、民間というのは完全に営利をまず第一に考えられます。そうすると、将来的に、合併時に3万弱の人口だったのが、もっと人口が少なくなるんじゃないか、そうすると、1機当たり高度医療を提供しようとする数億円という機械を入れていきます。そしてスタッフも要ります。この人口規模で、幾らお年を召した方がそれほど減らないと言われても、経営体として成り立たないんじゃないかということで、民間に譲渡してしまいますと、あっという間にやめられたら、放り出されます。

そしたらどうなります。市民の方々の本当に望んでおられる、この地方の医療の

核たる病院が二つともなくなってしまうことになります。それを避けるためにも、我々は地方公営企業法を完全適用させて、地方公営企業というとおり、企業体なんです。

そして、今、高橋管理者、答弁をいただいたけれども、山大から教授をしておられた、そして非常に高い識見を持っておられる高橋管理者に来ていただいて、両病院を一生懸命面倒を見てもらっとるんです。そして、ドクターも不足しています。先日の一般質問等であったでしょ、ドクターも本当に不足しとるんです。山口大学医学部が持つておられるドクターが本当に不足しておる。その中でも、高橋先生のほうで御尽力いただいて、どうにか二つの病院が維持できるように、常勤医師、そして非常勤医師を確保しとるんです。その努力のことも御理解をいただきたいと思えます。

さっきも申し上げたように、あなたは、ちょっと前まで市の職員であったし、美東の職員でもありました。美東病院がどんなに大事なものかというのを御存知でしょう。ですから、どっかで読まれたのかもしれませんが、この美祢市の置かれている厳しい現状を踏まえた上でどうか質問をしていただきたい。

ですから、今後、独立行政法人という道もあります。なぜ我々が独立行政法人を初め排除したかという、その法律ができてまだ間もなかった、ということは実績もなかった、だから、それはまだ今後どういうふうな推移で本当に維持できるかということも確証が持てなかったということもありました。

しかしながら、今後、山口大学医学部附属病院なんかでも独立行政法人になっておられます。そういうことも踏まえまして、あの程度の規模だったら恐らく運営できるでしょう、しかし、美祢市立病院、美東病院ができるかどうかということも踏まえまして今後も検討をいたします。

だから、私の考え方は、人口がこれからも減っていく可能性があります。しかしながら、どうしてもお年を召した方が多いこの過疎地だからこそ、この二つの病院を断固たる意思を持って維持していくという覚悟で今やっとならんとすることです。

そのために繰出金もあるということも十二分に御理解いただきたい。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 秋枝議員。

○2番（秋枝秀稔君） 御回答ありがとうございました。私は、今回、病院をやめえ

とか言うんじゃないです。病院をどうしたら維持できるかという、ここです。

民間譲渡とかそれは、極端なことを言われましたけど、民間譲渡も書いてあるというふうに言うたんです。言うたんです。だから、私はいかに勉強してない言い方をされますけど、それはないです。いいですか。

私、ほかの公立病院に聞いたことがありますけど……議長、ちょっと。

○副議長（岡山 隆君） もう1時間ちょうど済みだったので。

○2番（秋枝秀稔君） もう、12時までよろしいですか。

○副議長（岡山 隆君） 12時じゃなくて、あと二、三分でまとめてください。

○2番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。私、どうしても、両病院を維持しなければならない、じゃあ、どうしたら良いかという、こういう観点からの質問。職員の方も非常に努力されている。言うたじゃあないですか。努力にもかかわらず何でこういうことになるかという、こういうことです。

ほかの公立病院が大赤字を抱え、にっちもさっちも前にも後ろにも引けないという状況を聞いたことがあります。そういうことにならないためにも、常に改革、改善をしなければならないという、こういう私は、観点から質問をしたわけでありませう。

ここに、公立病院改革ガイドラインというQ&Aを持っておりますけど、これの一番初めに書いてあるのが、公立病院が経営感覚の欠如とか、高コスト体質とかが書いてある、その辺があるからどうか考えなさいと、こういうことがありました。

ところが、なかなか公の病院というのは条例規則に従いなかなか自由に身動きがとれないところがありますから、その辺も考えていただきたいというふうに思いました。

全くはなから寄せつけんような回答をいただきましたけど、これは、やはり考えなきゃいけないというふうに思うております。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、病院改革にかかわること、思っておられること、私も十二分に承知しております。経営感覚を持ってやるということが大切ということもよくわかっています。

だから、高橋管理者に今お願いしとるんです。今のあなたの言い方だったら、あたかも、高橋管理者に経営能力がない、管理能力がないというような言い方になる。

非常に失礼な言い方になります。

今きっちり、一生懸命やっていたいておるから、この二つの奇跡と言われておる病院が維持できとるんです。そのことを理解していただきたい。

○副議長（岡山 隆君） 1分程度でお願いします。

○2番（秋枝秀稔君） 私、高橋管理者が非常に努力されているというのを発言いたしました。それでもなおかつこういう状態になっている、どねえかせんにやいけん、こういう観点から質問いたしました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（岡山 隆君） それでは、この際、暫時1時まで休憩をいたします。（発言する者あり） そうですか。

それでは、申し出がありましたので、引き続きまして、一般質問を続行いたします。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

○17番（竹岡昌治君） 時間延長をお願いいたしまして、執行部の皆さん、それから議員の皆さん、大変御迷惑かけると思いますが、30分でやめたいと思います。秋枝議員が非常に熱心にやられて時間がオーバーしましたけど、私は30分で終わらせたいと思います。

政和会の竹岡昌治でございます。一般質問の順序表によりますと、この6月定例議会最後の質問者になるわけですが、実は、昨日は議場を退席させられました。けさ本会議場で、初めて地方新聞に記事が載ってるということを知りました。見ましたら、相変わらず三流週刊誌に書いとるようなタイトルで見出しがありました。

過去、私は、私の名前が出て取材を受けたことがない。一方的に記事がいつも書かれている。きのうもありませんでした、にもかかわらず書かれています。そうしたことで、私はもうこの地方新聞は今購読しておりませんので、きょう議場で初めて知ったわけですが、特に、議会退席というのは、美祢市議会が始まって初めてだろうと思うんですが、議会だよりで、私は地元の皆さん方に理解を求めつもりでございます。本日は、退席をされないように、しっかり気をつけて一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、通告申し上げました質問は、非常に簡単で、美祢のまんが王国による市の



活性化はできないかということでございます。

項目が4項目ございます。それに従って質問をさせていただきますが、まず、漫画の発祥は日本であると、美祢市に漫画文化を導入して活性化はできないかと、こういう項目でございますが、今から200年ぐらい前、葛飾北斎、この方がいわゆる北斎漫画ということで、文化11年の1814年ですから、ちょうど200年近くたったわけでありましたが、絵の手本として発行したスケッチ画集が、名古屋の版元の永楽屋という方が初めてつくられたんです。

明治11年までに15編できたわけです。実に、400という図が書かれていると言われております。

そして、1830年、ヨーロッパに磁器、陶器を輸出するときに詰め物、いわゆる緩衝材として浮世絵とともに偶然入ってヨーロッパに渡ったと言われております。

ところが、その北斎の漫画が、モネやゴッホの画家に大きく影響を与えたと、こういうふうに記述されております。

現在、日本では、鳥取県がまんが王国とっとりということで、ちょっと大きくしてくることができませんでしたが、ネットでとりますと、まんが王国とっとり、こういうふうなタイトルで、鳥取県が取り組んでるわけですが、御存知のように、このことは多分、境港市のゲゲゲの鬼太郎、これは皆さん全部御存知だろうと思います。それによって、観光を境港はやってるわけです。

私、実は、5年ぐらい前に孫を連れて見に行っただんですが、列車でずっと行ったために、細かくは歩けなかったんです。いまだに、あのゲゲゲの鬼太郎のところに行きたいと言ってるわけです。こうした妖怪がそろった漫画なんですけど、こうしたものが総出で出迎え、こういう形で実はやっております。昨年、5月4日をもって2,000万人に達したと、こういう話でございます。

また、飛騨のまんが王国というのがある、これは図書館でございまして、全国から3万5,000冊寄贈してもらった物を保存して、自由に読んでもらう、寝っ転がって読んでもいいということと、それにバーベキューハウスだとか、遊楽施設を併設して活性化を図っていると、こうした、実は漫画による、しかも日本の発祥の漫画で活性化を図れないだろうかというのが、第1点目の質問でございまして、市長さんの御感想なり、感じをひとつお聞きをしたいと、このように思います。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。



漫画ということ、アニメということ若干考えたことはありますけれども、こういう機会にちょっと本格的に考えてみようかなという思いになっています。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） いみじくも市長は、中村市長に会われて状況をお聞きになったということで、非常に市長も関心を持たれておるという認識を持ちました。

2番目は、美祢市出身の漫画家苑場凌氏についてお伺いしたいと思います。

今事務局のほうに、苑場凌さんから送ってきた提案書と漫画があるんです。ちょっとお配りをしたいと思います。配ってください。それを見ながら皆さんお聞きいただければと思うんですが、苑場凌氏を初めて私達が知ったのは、この、あずさ弓の如く、いわゆる飯沼貞吉、会津藩の生き残り、白虎隊の生き残りが、小杉の高見さんの家で暮らされて、最後に通信省のお役人になられたということなんですが、そうした、非常に長州と会津は仲が悪いと言われながら、こんな人の交流があったというのは、初めて私たちも知ったわけではありますが、これを漫画にした漫画家でございます。

この方が、今皆さんのお手元にもお配りされたと思うんです、実は提案をされております。

まず、上下巻を出されて、非常にふるさと美祢を思う気持ちが強い方で、いろんな看板、説明板等を、イラストや漫画を使ったり、あるいはその横にQRコードを使って活用してやったらどうかと、こういう御提案なんです、平たく言えば、書かれているのは。

それに関して、私も、ゲゲゲの鬼太郎の、さっき市長もおっしゃったように、孫を連れて行ったら、やっぱじいちゃんばあちゃんが連れて行かざるを得ない、また行こうやと言うから、鳥取がやってるように、まんが王国とっとりという中には、うたい文句は境港市も、ゲゲゲの鬼太郎と食なんです。カニだとか海産物。

これもおっしゃったように、小さい子供を居酒屋に連れて行ってカニを食べさせて、どうしてもまた行って、あの漫画とカニが見たいと。今、水木しげるの漫画のブロンズ像が153体あるそうです。

と思って、実はこの駅前通りも歩いてみたんですが、見るのはちょっと小さくてですね、誰も関心がないような気がする。もっと、ぱっとアイキャッチャーといい

ますか、見てすぐわかるようなものを取り組んだらと思うんです。

彼が提案したものをいちいち取り上げることはできませんが、市長にお考えをお聞きしたいのは、まず史跡や看板にこうしたものを、ちょっとふざけているような感じもするんじゃないかと思って恐る恐る提案をするんですが、私も。どういうお考えかお伺いをしたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） これですよ。これ実は苑場凌さんから私にも送られてまいりました。

本当に、伊佐小を卒業されて美祢市でお育ちになったということで、美祢市に対する思いが非常に深く愛情がこもっていますよね。いろんなタイプの漫画を書かれるということで、非常に力量のある方だなというふうに思っています。

実は、今の案内看板、一番大事なことは、正確な情報を来られた方にわかりやすくお伝えする、まずこれは第一条件です。ただし、わかりやすくという中身が、おもしろく興味があるようにさせてさしあげると、よりそれが印象に残って回遊しやすくなるし、なおかつそれが頭に記憶に残っておもしろかったなど、回遊するのに、それがいろいろなところにあって、かわいいアニメ漫画が我々を導いてくれたという感じになりますから。そういうことがあります。

ですから、このアニメーション漫画を使うというのは、すごい力があるんじゃないかと、私も今思っておるんです。IQコードなんか使った、ネットで流すときにも、そういうふうなアニメを介在をさせて情報発信するというのもおもしろいんじゃないかというふうに思っています。

ですから、この苑場凌さん、せつかくこれほどの力を持った方がおられるということですから、お使い申し上げるとするのは御無礼かもしれんけど、どうにか郷里のために力を振るっていただきたいなというのが私の思いです。

○副議長（岡山 隆君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 確かにアニメによつてのインパクトのある思い出、そういうふうなものが残って帰って行って、また来ていただきたいと。私もそう思うんです。

というのは、5歳の孫がいまだに——今は、10歳になったわけですけど、どうしても忘れられん、また行きたい。また近々新しいあれに向かって連れて行こうと

思ってるわけですが。

そうしたことで観光客がふえれば、もっともっといいんじゃないかなと、こうい  
うことで質問申し上げました。

次に、3番目でございますけど、美祢市にも、伝説、それからいろんな史跡、史  
実があると思うんです。今回、苑場凌さんが荒木又右衛門物語ということで少な  
い紙数で漫画を書かれております。それにもう一つ、大岩郷物語があると思うん  
です。

びっくりしたのは、この方の漫画、非常に繊細な線を使われるかと思うたら太い  
線で書かれる、だから2通り書ける力を持っておられるんだなと思いましたが。

特に、大田絵堂の戦い、来年ですか。150年を迎えるわけではありますが、萩の  
政府軍と高杉晋作が率いる軍隊とがですね、伊佐で駐屯したという話なんですが、  
戦争をして政府軍が負けたから明治維新がどんと進んだんだろうと思います。あれ  
が逆に政府軍が勝ったら、もう明治維新はなかったと思いますよね。後に政治家に  
なられた方が全部殺されるわけですから。

そうした明治維新が一気に進んだという歴史的な場所が大田絵堂でありますし、  
来年は記念事業でもやるだろうと思うんです。そうしたら、あの漫画の中に、多分  
高校生を対象にした絵だろうと思うんです。非常におもしろい奇兵隊の絵があった  
と思います。

最後に、皆さんにつけていただいたのは、青嶺高校って書いてあります、これは  
実は別個につくってもらったんです。送ってきた中身は23ページに書いてありま  
す。奇兵隊しか書いてないんですが、これをさらにもうちょっと書いてと言うたら  
青嶺高校が入っちゃって、ちょっとこれ困ったなと思ったんですけど。

この絵を見たらよくわかりますが、来年150周年ということですので、ぜひこ  
れを何らかの形で使えないか、または使う気持ちがあるか、お伺いをしたいと思  
います。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） さっき見せられたけど、ちょうどMYT正面から撮って  
もらってますから、これがあずさ弓の如く、私も読みました、これ下巻のほうですが、  
この絵と、それから、さっき大岩郷のことをおっしゃったけど、大岩郷の歴史民話  
に基づく絵です、全然違います。それから今おっしゃった、これが大田絵堂の戦い

の時の、奇兵隊をアニメチックに書かれておるんですが、皆タッチが違うんです。非常に、先ほども申し上げたけども力量がある漫画家だなというように思ってます。

御承知のように花燃ゆ、NHKの大河ドラマがあります。ですからオール長州で山口県を売り出していこうと、今機運になってます。

その中で、やはり大田絵堂の戦い、おっしゃったように正義派、高杉晋作を中心とする、正義派が、昔は俗論派とか俗論党と言ってきましたけども、藩の保守派と戦って、あそこで勝ち得たからこそ日本国の開港があったという本当に大事な戦いです。それが大田絵堂の戦い、金麗社本陣跡があります。

ですから、それも含めて、今回、大きな、大きなビッグチャンスと言うと変ですが、ビッグチャンスですから、そのときに、先ほど申し上げたように、物事をお示しするときには、わかりやすく、正確というのは大切だけれども、その上に興味深いものがないと、おもしろくないと、人というのは記憶に残らないというのがあります。

その意味においても、いいですね、この苑場凌さん、本当お力添えを賜りたいと思ってます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） もっと、本来なら詳しくいろんな話をしながら進めたいと思ってたんですけど、約束したのは半までですから、今急いで申し上げますが、市長の意気込みもわかったし、私も、ぜひ、いろんな伝説はたくさん美祿市内にあると思いますし、史実もあると思います。そういうものを、まず漫画で、小さい子供まで含めて知っていただくというのも大きな意味があると思います。

したがって、その辺は、苑場さんがどういう協力体制があるかわかりませんが、私はやっぱしそうした方を、価値を高めるのは、地元の人たちがどれだけ応援するかというのにあると思うんです。本人が御努力されるのも当然なんです。

価値を、——両方一生懸命双方が上げていけば、両方得をするわけです。商売の極意です、商いの、両方が得するというのは。

これを利用すると言ったら悪いんですが、彼の思いが、非常にふるさと美祿に対して強いわけですから、ぜひ、これは窓口は恐らく観光部になると思うんですが、交渉されて、進めていただければなど、実は思って質問を申し上げました。

そして、最後に、聞きましょう。そうした苑場凌さんの熱い思いを受けとめて、先ほど申しあげましたように双方で価値を高めるということが、美祢市にとってもいいことでありますし、本人は当然いいだろうと思います。

ただ、いろんな著作権とか、いろんな問題がありますので、その辺も整理整頓しながら取り組んでいく必要あると思います。

そこで、私は、この方を、観光大使というのは何人おられてもいいんですが、いわゆる美祢市のPR、あるいは美祢市のいいところをどうやって全国に知らしめていただくか、漫画チックなやり方でも、子供たちにずっと入っていくわけでありますから、その辺の市長のお考えを最後にお聞きしたいと、このように思います。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 先ほど、大岩郷の民話の絵もありましたけど、今我々はジオパークを目指してます。民話の掘り起こしというのもジオパークの中で大切なことなんです。ですから、先ほどWin—Winとおっしゃったけども、全てが絡んできます。そのジオパークを推進する意味においても、観光を振興する意味においても、恐らく大きな意味を持つてくるだろうと思います。

苑場さんはまだそれほどメジャーじゃありません。しかしながら、先ほど申しあげました、両方がええ目にあつたらええんじゃないか、そうですWin—Winの関係にすりゃいいんです。

我々は、苑場さんのすごい力量を使わせていただいて、それをもってお客さんに来ていただく、苑場さんは、美祢市がそのことを全面的に出して、全国、世界に発信していこうと思ってますから、それをもって苑場さんそのもののアニメーター、漫画家としての価値が上がっていくということになりますから、そうすると、非常に高くなった漫画家としての価値を持った方が美祢市のために漫画を書いておられるということになったら、より、境港市のように大きな意味を持つてきますから、非常に大切なことと思ってます。

そのためにも、今、観光大使という言葉、ちょっと使われましたけど、今、御承知のように、入山アキ子さん、すばらしい方です。先日も来られましたけど。ふるさと交流大使第1号でやっていただいています。本当に、埼玉、関東を中心によく動き回られて、その都度その都度、美祢市のふるさと交流大使ですということやっていただいています。美祢市をどんどん売っていただいています。

ですから、ふるさと交流大使というお役割をお与え申し上げておるけど、その中にも美祢市を発信する、そして観光にも携わっていただくというのがありますから、どうか苑場さんのほうにお願いしてふるさと交流大使になっていただきたいというのが私の思いです。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 非常に荒削りな一般質問になりましたけど、漫画を主体ですから漫画的に終わってもいいと思いますから、ぜひ、苑場さんを利用すると言ったら言い方は悪いんですが、お互いに双方で価値を上げようということになれば若干予算も要るだろうと思うんです。

その辺も、観光部のほうでぜひ御検討いただいて、市長の思いを、私が申し上げたことも含めて果敢に取り上げていただいて、美祢市が少しでも活性化し、またジオパークの一助になれば非常にいいなと思います。

これは、土屋先生が書かれたんだろうと思うんですが、大岩郷の米食い岩といって大きな岩があるんですが、これの伝説も、近々苑場さんにも送ろうとしてるんです。堀越の方が送ってくれと、ぜひこれを漫画にしてくれと、こういう御依頼ですので、送ろうとして今ここに原稿を持ってるわけですが、今苑場さんをお願いしてるのは、下絵がたくさんあろうと思うんです、漫画家ですから。それは、堀越のあれは、コミュニティーセンターができると、そこに展示したり保存しちよこうということで、今お願いをしてるところです、堀越の出身の方ですので。

そうしたものを、そうした会館に置いて、大岩郷ウォークやらするときにはちょっと寄っていただこうと、こういうような発想で今進めておるんですけど。

ぜひ取り上げていただいて、美祢市が活性化することを願って、一般質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（岡山 隆君） これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後0時24分散会



上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月13日

美祢市議会議長

秋小哲朗

美祢市議会副議長

岡山隆

会議録署名議員

坪井康男

”

俵 薫